

－高齢者介護施設の医師について－

高齢者介護施設には、介護度の高い入所者/利用者が多数いらっしゃいます。

そのような方々ではいわゆる介護だけでなく、看護的ケアや医療的ケア及び判断・説明がしばしば必要になります。

そのため介護施設、特に指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、通称：特養）では看護師もスタッフの一員となっていますが、医師が常勤スタッフになっている施設はほとんどありません。

大多数の施設では普段は自分が開設した診療所などで働いている医師が2週間に一回程度の診療を非常勤で担当しているのが実情です。

特養には法律上常勤か非常勤かを問わず必要数の医師がいればいいのですが、当社会福祉法人では常勤医師がいる体制を整えてきました。

介護施設では日常的に何かしらの医療行為を必要とする利用者が多く、また高齢者施設での看取りが急増してきた現状を考慮すると、当法人の特養のように常勤医師がスタッフとして常駐している体制は利用者のご家族に信頼感と安心感を与えるものと思われまし、看護・介護スタッフにとっても安心できる状況ではないでしょうか。

ただし老人ホーム自体は医療施設ではありませんので、病院と同じような診療を行っているわけではありません。その点は誤解なさないようお願い申し上げます。

特養が「終の棲家」となりつつある現在、急性期病院などで生死にかかわる現場を経験してきた医師の必要性はますます高まるのではないのでしょうか。

理事長・医務室長 羽井佐 利彦